

HAPPY&SMILE COLLEGE 喀痰吸引等 2 号研修募集要項 2024 年 第 3 回

事業所名	HAPPY&SMILE COLLEGE		事業者番号	2310055
所在地	〒453-0014 愛知県名古屋市中村区則武 1-9-19 協和名駅ビル 2F			
連絡先・ 相談窓口	部署名	カスタマーセンター	氏名	阪間季良子
	電話	0120-572-570	FAX	03-5746-9221
	E-mail	info@happysmile-c.co.jp		

研修事業名	喀痰吸引等 2 号研修 (口腔内の喀痰・鼻腔内の喀痰・胃ろう腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養)		
研修の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引等研修事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、円滑な事業の運営を図るとともに、受講者が適切な知識及び技能を習得するために必要な研修を行うことを目的とする。 ・介護職員が適切な喀痰吸引・経管栄養を行えるよう、本研修を通じて知識及び技術を習得し、実際の現場で活躍できる人材を育成する。 		
実施期間	2025 年 1 月 20 日 ～ 2026 年 6 月 30 日		
募集期間	2025 年 1 月 6 日 ～ 2025 年 1 月 17 日		
実施場所	① 講義	オンライン研修	
	② 演習	長寿の里・十四山 弥富市六條町大崎 69-1	
	③ 実地研修	長寿の里・十四山 弥富市六條町大崎 69-1 ※実地研修委託契約を締結している施設	
受講資格	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業所で勤務する介護職員等であって、医療的ケアを必要とされる方の支援をしている者。 ・老人福祉法、介護保険法に定める介護サービス事業（予防を含む）、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業において介護職員として従事している者及び従事予定者。 ・勤務する施設で実地研修が出来る者。 		
受講定員	20 名		

受講料	① 基本研修	55,000 円 (税込) テキスト代込み
	② 実地研修	当校で実地研修機関を用意する場合 1 行為 22,000 円 (税込) 自施設で実地研修を実施する場合の手数料 11,000 円 (税込)
受講科目の一部免除	免除の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
	免除科目	・ 研修の履修免除規程に準じる。
	対象者	・ 研修の履修免除規程に準じる。
	申込方法	・ 規定する研修等を修了 (履修) した証明書の写しを申込書に添えて提出すること。
支払方法	・ 研修開始前に支払うものとする	
解約・返金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開講日前までの申し出の場合は全額返金とする。但し、教材を使用している場合は、教材費として 5,000 円を差引いて返金する。 ・ 受講開始後の場合は、教材費 5,000 円と受講後経過した月分を月割りにして差引いた金額を返金する。 ・ 応募者が定員の半数に満たない場合は、開講を中止する場合があります、開講中止の際には全額返金する。 	
受講申込の手続きについて	・ 郵送による申込	
受講者決定の方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込み受付後、振込先の案内を送付し受講料の支払いが確認された時点で受講を決定する。 ・ 先着順に受付。定員になり次第受付終了する。受付が出来なかった者には電話及びメール等でその旨の連絡する。 	

遅刻・早退・欠席の取扱いについて	遅 刻	・ 原則認めない。
	早 退	・ 原則認めない。
	欠 席	・ 欠席した科目は他のコースで受講すること。
補講について	実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
	補講の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当研修機関が定める補講日にて補講。 ・ 次回研修にて振替補講を行う。

受講の取消しについて	<p>次に該当する者は、受講の決定を取り消す場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申込時に虚偽の申請をおこなった者・ 無断で遅刻・早退・欠席を繰り返した者。・ 研修の秩序を見出し、他の受講生に対し迷惑行為を行った者。・ 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められた者。・ 知識・技術が著しく不足しており、研修修了が困難と判断された者。・ 受講生自身から受講継続の意思の無いことを申し出た者。・ 当研修機関が不相当とみなした者。・ 基本研修（演習）・実地研修が合格基準に達しない者。・ 講師及び実地研修指導者の指示に従わなかった者。・ 秘密保持の違反する行為があったと判明した者。
------------	--